

栃木県内の農業者の皆様へ

東京電力(株)福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質の流出による農産物の損害賠償を受けるには

「被害の申し出」と

「賠償金の請求」が必要です

◆損害範囲の判定指針（中間指針）で認められている本県農業の損害

●政府等による農林水産物の出荷制限指示等に係る損害

野菜や茶、牛等の出荷制限、放牧及び牧草の給与制限、放射性セシウムを含む肥料や土壌改良資材、培土及び飼料の暫定許容値超過による損害 等

●いわゆる風評被害

本県の農林産物（食用）、茶、花き、畜産物（食用）、牛肉、水産物（食用・餌用）、家畜の飼料及び薪・木炭、牛ふん堆肥及びこれらを主原材料とする加工品の買い控えによる損害 等

◆請求の方法（H25.6.26 現在）

①JA グループ中心に設置された「東京電力原発事故農畜産物損害賠償対策栃木県協議会」に委任しての請求（JA 出荷者以外についても委任を受け、取りまとめ）

【栃木県協議会で取りまとめている類型や品目】

- 青果物（野菜・果樹）
- 直売所
- 肉用牛（廃用牛・子牛含む）
- 花き（切花）
- 茶
- 観光農園
- 牧草
- 永年生牧草地の草地回復事業
- 畦畔草
- 稲わら・麦わら
- 乾しいたけ、生しいたけ
- しいたけ原木
- H24 年産水稻、大豆に係る放射性セシウム吸収抑制対策（カリ施用）

②東京電力へ直接損害賠償請求

【直接東京電力への請求をお願いしている品目】

- 切花以外の花き
- 農村レストラン
- 内水面漁業
- 腐葉土製造
- 受付 ・東京電力株式会社 福島原子力補償相談室（コールセンター）
・電話：[0120-926-404](tel:0120-926-404)（受付時間 9:00～21:00）

【問合せ先】

- JA、酪農協、開拓農協等（取りまとめ団体）
- 市町または農業振興事務所